

## 情報公開制度の見直しに係る第7回千葉県情報公開審査会会議録

1 日 時 平成16年4月23日(金)午前10時00分から正午まで

2 場 所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

3 出席者

(1) 審査会委員

大田委員、大友委員、瀧上委員、佐野委員、福武委員、横山委員

(2) 県

永妻政策法務課課長、和田室長(情報公開・個人情報センター)、その他事務局職員

4 議題

(1) 委員長の選出及び委員長職務代理者の指定について

(2) 部会の構成について

(3) 諮問事項に対する討議

(4) その他

5 会議の概要

議長は千葉県行政組織条例第30条第4項の規定により、委員長職務代理者の瀧上委員が務めた。

麻生委員(前委員長)の退任が報告された。新委員に委嘱された大田委員が紹介された。

新委員長として大田委員が選出された。千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、以後の進行については、大田委員長が議長を務めた。

会議録署名人に横山委員を指名した。

委員長の職務代理者として岩間委員と瀧上委員が指定された。

部会の構成について、これまでどおり第1部会は大友委員、瀧上委員、横山委員、第2部会は岩間委員、佐野委員、福武委員とし、それぞれの部会に大田委員長が加わ

ることとした。

県民からの意見について

大田議長 県民の方からの意見については、前回の審査会以降に届いたものはあるか。

事務局 申入書として2件寄せられたものを本日配布してある。

諮問事項に関する討議について

大田議長 前回までに、諮問事項に対する一巡目の議論がひととおりなされたが、事務局でこれまでの討議内容について、概要を整理したものを用意してあるということなので、説明願いたい。

配布資料「諮問事項に関する討議概要」により事務局から報告した。  
なお、説明の最後に以下の報告があった。

事務局 3月26日の審議の中で、委員から平成14年度の答申第97号において決算説明書の保存期間の見直しに関し附言を付したが、その後見直しは行われたのか、という質問があったので、それについて報告をしたい。出納局に確認したところ、平成14年度決算にかかる決算説明書から取り扱いを総合的に見直し、説明書の趣旨を損なわない範囲で個人情報等を掲載しない体裁とし、その上で文書館行政資料室に文書館の収集規程に基づき提供した。この制度の運用により、収集した行政資料については閲覧可能なものとして、県民一般の閲覧に供していること、収集された行政資料は原則として廃棄しない運用をしているということである。これにより、県民が開示請求によらなくても各課の決算説明書を閲覧できる状態になり、答申第97号の附言の趣旨に即した改善が図られたので、合わせて御報告させていただいた。

大田議長 今、一巡目の議論を整理したという形で説明があった。大変熱心な議論がされていることに敬意を表する。委員の発言要旨、主な論点ということで整理してあるが、いろいろ意見があると思うので、特に何番と指定しないで自由に気付いたところから発言していただきたい。

【意見等要旨】

福武委員 個人情報の規定について、プライバシー保護型へ移行すべきという意見はなかったというまとめだが、私はこの意見要旨の3番を述べたと思

う。個人識別型とプライバシー保護型には違いがあると思うので、将来的にはプライバシー保護型にした方が条文としては良いという意味で発言した。ただ、現在のところ最高裁の判例その他で、保護に値する個人情報とかいろいろな言い方をするので、どこまで差がはっきり出るのが分からない。もう一つは個人情報保護法がいずれ施行される。それとの関係で考えるべきであって、今回の結論として答申に書く必要はないというぐらいの意味で言っているので、むしろまとめるなら、今回の改正ではする必要はない、というぐらいが良いと思う。

瀧上委員

今、個人情報保護法に関連して、個人情報保護条例が来年4月施行へ向けて千葉県を含めて条例改正をされていて、そこでは本人開示の問題、訂正請求権の問題、利用差し止めの問題などが個人の権利として条例中に書かれると思う。

プライバシーについては、何を以てプライバシーというのか議論があるわけだが、基準が抽象的、主観的、相対的なものだということで、第一義的に実施機関の判断に任せて開示した場合に、週刊文春の差止請求ではないが、回復しがたい損害という考え方もあるわけで、そこは今の個人情報保護が満足すべき状況にあるのかどうか。そこから考えると、個人情報という形で一旦権利を保護した上で公開しても差し支えないものを開示する、という現行の仕組みを維持すべき、と言ったのである。

裁判でもプライバシーという法的概念が成熟していないので、今後の話としては可能性があるかもしれないが、現段階では、個人情報保護法との整合性も含め個人識別型を維持というふうに私は理解した。

事務局

個人情報保護条例の話があったので、事務局から簡単に今の状況を報告したい。個人情報保護条例は、本県では平成5年から施行しており、その制度の中に自己情報開示請求権と不開示情報の規定が置かれている。国の個人情報保護関連の法律が来年4月から本格施行という状況を受け、全体の整合性を含め現行条例の見直しについて、個人情報保護審議会で審議している。不開示情報の規定については、まさしく今、議論中であるが、行政機関に関する個人情報保護法の規定の仕方を参考に議論している状況である。

大田議長

今の事務局の説明に質問はあるか。その他のことでも。

瀧上委員

特例条例を一本化するというのは具体的に現行の規定をどう変えるということなのか。推進委員会の議論等では特例条例の2条、3条をそのまま現行の情報公開条例の中に規定をしるということなのか、一体化後

の姿をどこまで考えて言っているのか。

2条の場合は公務員の氏名、食糧費の支出関係に関する懇談会の出席者の所属団体、職、氏名。3条の場合には債権者の機関名、氏名など、これは食糧費とタクシーの方だが、これらが具体的に書いてあるが、これを一本化するという意味は、この規定をそのまま条例にドッキングする形なのか、それとも現行条例の中での解釈としてこういった運用をしていくのか、その内容は具体的に議論されているのか。

事務局

以前配布した「情報公開の推進に関する提言」の6ページの(3)だが、公務員情報と個人情報の観点から議論をいただいた。特例条例は公務員情報について具体的な開示、不開示の判断を行わず、該当情報を一律的に開示するもので、本県の情報開示度を高める役割を果たしてきた。しかし、該当情報の開示が特例的だとする扱いは、原則開示の現行条例のもとでは運用面での弊害も懸念され、法体系の面でも重層的であり好ましくない。そういう理解のもとで、県職員の公務に係る情報は、職氏名、職務内容とも原則公開の趣旨を徹底するため、特例条例を廃止し、その内容を現行条例と一体化させるべきである。そういう提言である。

ここでは県職員を中心とした公務員の職務情報が議論の中心で、その他の部分については特に議論がなかった。どのようにするかということについては、特に具体的な議論はなかったと理解している。

瀧上委員

審査会における委員の意見も、具体的に条例がどういう改正内容になるのか分からないなりに公務員の氏名一般論で議論しているが、そこは現に条例があるわけで、一体化すると言ったときにどういった範囲、形に改正するか、ある程度具体的なイメージがあると、もう少し議論が詰められると思う。公務員の氏名公表の是非について一般の議論はしているが、特例条例を一体化した際の議論までは行ってないと思う。

事務局

事務局でどこまで申し上げて良いか分からないが、案を事務局で作って示した方が良いということであれば検討するが、審査会で大まかな方針を出してもらい、事務局がそれに沿った方向で案文を作るのが良いかと思っていた。例えば、現行の特例条例で開示すべきとされた部分が、仮に特例条例を廃止して何らかの手当てをしないで現行条例をそのままにすることで、開示の幅が狭くなることは趣旨ではないと思われるので、その辺は少なくとも維持する。そうすると、今まで条例で読めていた部分を運用であるのか、条例事項とすべきなのか。本来であれば条例で書いた方が明示的でわかりやすくなると思う。

瀧上委員 現行条例と一体化させるべきということで、もう少し具体的中身があったのかという質問であるが。

事務局 情報公開推進委員会の提言は、事務局サイドで関与しながら作成してはいないので、ここで書かれた以上の内容は承知していない。議論中に聞こえてきた話は承知してはいるが、ここに書かれたことを逐一解説したものではない。ここで書かれた内容に不明な点があれば、次のまとめに当たっての視点として出していただければ、事務局は組織上の正式な機関だから関与させていただくつもりだ。そういう意味で、いろんな視点を出してほしい。

福武委員 条例の第8条が分かりにくいのを直せという話だと思う。元々原則開示で、2号で「除く」を入れて非開示にして、その中で更にそれを「除く」となって開示に戻る。さらにその上で、いったん開示しないとした中に、多分これは特に食糧費の関係で裁判があったので、特例条例をつけたと思う。それが上に乗っかっているので、解釈として二転三転せざるを得ないような状況である。だから、それまで全部含めて第8条全体を見直したほうが良いのではないか。その中で原則公開の中身を、もう少し例示するとかをしても良いのではないかと思う。文章をもう少し考えて、第8条と特例条例を組み合わせれば、もう少し分かりやすいものができるのではないかなと思う。

大田議長 他にあるか。

福武委員 答申を作るときに、条文案のどこまで踏み込むかについては、どこの審議会でも問題になっていると思う。私もいろいろ委員をさせていただいているが、答申で書いたはずの文章が、最終的に事務局から法案として出てくると少し違うのではないかと、ということが時々ある。だから、今回の答申についても、ある程度の中間試案、要綱案というところまで出せるということと平行してやっていかないと、こんなはずではなかったという答申になるのでは、という感じがしている。できるだけ条文化、中間試案的なものを作りながらやっていけたら、と思っている。

大田議長 次の段階のとき、その辺はまた議論をしたい。

瀧上委員 オンブズマン設置関係の質問だが、請求があったときに請求が適正かどうか初期的、第一次的な判断をオンブズマンが間に立ってやる、ということだが、オンブズマンの役割、実施機関や請求者との関係で、分からない点があるので教えてもらいたい。開示請求権は条例に基づく住民の権利である。権利行使をして開示請求が来れば、実施機関に審査義務

が直ちに発生する。それを受理する、しないとか、さらに申請者に行政指導をして取り下げ、訂正させると、請求者は行政指導で取り下げた場合、後で争えなくなる。オンブズマンはそういう行政指導的なことを間に入ってやる、という話になるのか。

行政手続の場合に、開示請求権によって住民が権利としてそれを行使した時に、行政機関との間でオンブズマンがどういう立場でアクションするのか、それが行政手続法上の開示請求権者の請求権行使という面で問題がないのか、という点について最初から気になっている。そこはどう考えたら良いのか。

事務局 それについてはいろいろ考え方があり、事務局なりに多方面から検討している。もちろん行政処分的なことは執行機関しかできず、仮に第三者機関としてのオンブズマンを設置するとしても、執行機関ではなく、附属機関にしかかなり得ないので、附属機関としてできることがどこまでか、ということがある。例えば紛争処理、あるいは、行政機関に意見を述べることも附属機関としてできると思うが、請求者に対してどの程度のことができるのか、ということも含め検討している。結論としてお答えできる状況ではないと考えている。

瀧上委員 オンブズマンは、役割としては、間に入って行政指導をするということなのか。

事務局 そういった役割区分も議論の中では明示されてない。こういう提言があり、趣旨としてどういう形で提言を生かしていくのか、ということを考えてときに、現行制度上どういう形が一番良いのか、を考えていかざるを得ないと思う。推進会議の中でという話もあったが、法的な位置付けも含めて一度整理しなければならないと思っている。

瀧上委員 今の千葉県の状態、実施機関と開示請求者の信頼関係の問題、当事者間で解決することの難しさ、それをどう解決するかという検討の一環であると思う。その時に、今の行政手続法上の行政指導のあり方とか、補正命令をして不適法で却下するか、審理を進めるか。請求があったら行政機関は判断する義務があるわけだから、そこは実施機関が法的にまずきちんとやるのが前提だと思う。その時に、オンブズマンという形で間に入れるとややこしくならないか、そこが心配で確認をした。

大田議長 いろんな考え方があがるが、他の委員はいかがか。

審査会があり、推進会議ができて、またもうひとつオンブズマンを作らなければならないのか。今までの議論だと、オンブズマン的なものは

推進会議を作り、その中で機能できることを考えるという議論であったと思う。

佐野委員 瀧上委員が言われたように、オンブズマンが何をやるのかということが不明確である。だから、設置すべきかすべきではないか、という詰めた議論がなかなかできない。今、瀧上委員が言われたように、もし、行政指導的な役割をやるのであれば、これは設置する必要はないことになるし、チェック機能だけに限定した役目を与えるということならば、これは別の機関でも、この審査会でやっても推進会議でやっても良いわけだから設置する必要はない。もう少しオンブズマンの役割とか権限を具体的に示してもらわないと議論もできないと感じている。

福武委員 ここで答申をして条例改正案を作る話になるとき、情報公開推進会議を設置する話は上手く条例化できると思う。7番は、はっきり言ってほとんど困難だろうと思う。他県の市民オンブズマンの人に聞いたが、例えば千葉県で情報公開オンブズマンを作ると言うと、何をするのか、と必ず質問される。大量請求があるので、そこでその調整をすると言うのは異常な形だと思う。名称自体も、「情報公開オンブズマン」というのはもっと広い意味だ。推進委員会の提言で一番違和感があったのが、この部分である。本当に大量請求や今の審査会を正常化するための提言は重要だし、やっていくべきと思うが、このオンブズマンについてはかなり疑問がある。変な形で条例化しない方が逆に良いのではないか、という感じがしているくらいだ。

それと行政指導をどこまでやるべきか、という点も問題だ。あまりにも行政指導をやり過ぎたツケがいろいろ回ってきているというのが現在で、むしろ、それは司法的な解決をすべきだというのが今の流れではないかと思う。

違う話だが、信販会社とお客のトラブルがあったとき、今までは通産省がかなり行政指導をしていた。ところが、外資系の信販会社の場合はそれがほとんど効かない。「それは、何らかの法的な不許可、取り消しなのか」と言う。もし、取り消しなら法的に争うという話が良く出てきている。こういった行政指導はあまりやるべきではない。情報公開の申立てそのものは権利だろうと思う。それをいかに適正にやるかという話だから、あまり行政指導に重きを置くようなオンブズマンというのはかえってマイナスであり、もう少し議論したほうが良いと思う。

大田議長 他の委員の皆さんはいかがか。ほかの案件でも。

瀧上委員 事案処理迅速化の問題の中で、文書管理、情報化、情報提供、異議申立て案件の処理のところでこの間十分議論できなかったが、不服申立てから審査会への諮問までの期間がだいぶ時間がかかっているではないか、という記事が出ている。不服申立てから諮問までの期間、諮問から答申までの期間、これを迅速化するための運用、工夫というのを具体的にどうするか、速めるには何をどうやったら良いのか、その議論が、その他の中で十分でなかったという感じがする。迅速かつ機動的な運用というのか、不服申立ての速やかな処理というのか、一般論なのか、その中の具体策として実情を踏まえた提案ができるのか、そこが問題かなと思う。

大田議長 請求者側からすれば、一時も早く返事をもらいたいのは当然だと思うし、それを短くすべきなのも当然であるが、今のことで意見があれば。

事務局 処理の迅速化だが、現在、異議申立てがあった場合は却下等をする場合を除き、速やかに諮問をするのが条例上の要件として記載されている。確かにこれまでのところ、必ずしもそのとおりの実態ではないということだと思う。異議申立ての内容を調査し、諮問すべきものは早急に諮問をするよう各実施機関を指導しているが、今のところ、それ以上のものになっていないのが現実である。15年度では諮問の件数が前より非常に多くなったので、実施機関における見直しがある程度進んだとは思いますが、まだまだなので引き続き各実施機関を指導したいと考えている。その際、併合すべきものは併合してからの諮問ということ併せて指導している。また、審査会にすでに諮問がされているものも、2000件を超えた数が審査会に諮問されており、これも、通常の1件1件のやり方では迅速化が望めないで、類似案件は一括審議するという方法で審議を引き続き進めたいと考えている。併せて最高裁の新しい判例も踏まえ、従来の決定で見直すべきところは早期に見直し、その結果、認容できるものは認容する。認容まで行かないまでも不開示部分が減ることで異議申立人との協議が整えば、異議申立ての取り下げ事務を進めることを、併せて各実施機関に指導している。

瀧上委員 努力はしているとは思いますが、何で時間がかかるのかということだが、請求が膨大で処理に時間がかかるという場合もあるだろうし、第三者への協議とかいろいろ理由はあると思う。だから一律的にどうこうというのではなくて、いろんなシチュエーションに応じた迅速化のためのきめ細かい対応がいるのではないかと思う。その一環として「情報公開事務の手引」条例を作った時の解説だが、審査会の実例や判例なども含めて、

その後いろいろ出ている。公開基準というのか、中を見直してもらい、こういうものは開示しているというような、処理しやすいマニュアルの充実があっても良いと思う。

事務局 参考までに、審査会で答申されたものについては答申集ということでまとめ、インターネット等載せて、県民の方々と各実施機関に閲覧できるようにしている。なお、それらの要旨版も作って整理をしていこうと考えている。

佐野委員 異議申立てがあった場合の実施機関から審査会への諮問期間は、時間的に通常どれくらいかかっているのか。

事務局 今、数字としてどれくらい、というものはつかんでいない。

佐野委員 実施機関の方もそれなりにやっているとは思いますが、期限を切らないと人間というのはなかなか動かない習性があるから、これは訓示規定になるかもしれないが、何日以内に諮問しろとかは、今の条例にあるのか。

事務局 その点については条例の20条に、手引の92ページにあるが、ここでは、「速やかに諮問しなければならない」ということで、「速やかに」という規定である。特に何日以内ということまでは謳っていない。

佐野委員 もし可能なら、訓示規定か何かで尻を切ってしまうのも方法かなと。それから、諮問だけ期限を切って、審査会の方は「速やかに」というのではバランスが悪いので、何ヶ月以内にあげるとか、そういう期間を設けるのもひとつの方法かなと思う。

大田議長 今の事は大変重要だと思うが、条例などに具体的に書くのはなかなか大変だと思うが、その辺はいかがか。

瀧上委員 情報公開条例はすべての行政に適用になる問題で、なかなか一律的に何日と設定しにくいところはあると思う。各実施機関では行政手続条例で標準処理期間の設定というのがある。だから、行政の個別分野に応じた設定はできるのではないか。すべての機関に共通するものは難しいかもしれないが、実施機関の各部局において標準処理期間として何かできるかどうかだ。請求が短期間で処理できるものもあれば、実際に請求内容が多岐にわたり、個別性が強くて、標準的な処理期間設定に馴染まない性格のものもある。その辺は、実態も踏まえて判断しなければならないと思う。

事務局 現行条例上、開示に対する期間として30日、延長が30日、さらに特例の延長ということで、延長が2段階に規定されているように、請求内容によっては非常に期間がかかると想定されることが一つあると思う。

そういう請求について異議申立てがあった場合、それなりの対応を要する場合が想定されることは考えられる。そういう意味で、ごく一般的な目安のようなものは設定可能としても、かなり訓示的というか、強制力がないということでない、実施機関としても難しい場面はあろうかと思う。また、審査会の処理の期間設定の話も何千件という単位の、今現在は2000件台だが、これから進むとさらにその件数が増えてくる中で、どれだけのスピードで現在堆積している異議申立てが処理できるかという観点からも、期間を定めるのは難しい面があると思う。

佐野委員 確かに言われるとおりで、個別案件で大量に文書があって、なかなか諮問ができないとか審査が進まないということはあるとは思いますが、処理しなければ行政の不作為の問題が出てくるような、そんな義務規定ではなくて、努力目標というか訓示規定として何ヶ月、何日かの間にあげる、というような規定を設けることに意味があると考えている。

大田議長 今回の諮問により制度が改正されることで、かなり意識も変わってくると思うし、迅速化されると期待はしているが、審査会の整理としてはこの迅速化の重要性の認識を踏まえ、今、研修を含めマニュアルを作るとかの話があったが、そういうことを書き込んで、行政側にさらに努力を求めるといった形の整理かなと、今お聞きしながら思ったが、もう少し具体的に書き込んだ方が良いのか。

佐野委員 条例がだめでも、どこかに書き込みたいとは思う。

大田議長 そういう意見。他にあるか。

横山委員 情報公開を請求して公開されたものは沢山ある。情報公開請求が多くあったということは、住民のニーズが高いということだと思う。例えば、水質を公開してくださいという請求があり公開されたら、それはニーズがあったということで、毎年公開できるシステムを実施機関の方が取るべきだと思う。請求しなければ公開されないのでは意味がないと思うので、提供する姿勢がないといけないと思う。例えば、今月の情報公開請求というので、これをこういう形で情報公開した、という報告集みたいなのがあっても良いかなと思う。

瀧上委員 横山委員の発言に関連して、情報提供の徹底に関して請求を待つまでもなく誰にでも公開できるようにすべきだということで、これは情報化の推進の話かもしれないが、埼玉県で文書管理システムを構築してこの4月から運用を開始しており、文書を作成する時、その文書は公開か、部分公開か、非公開なのか、という選別をまずやって、公開文書につい

ては自動的にウェブに載せて、請求が無くとも見ることができる。そういう考え方で文書管理システムを作っていると本に載っていたが、参考になるのではないかと思う。

大田議長 今、その他の案件で文書管理や情報化の推進、情報提供の推進ということがまとめてあったが、千葉県庁も最近ホームページがかなり充実してきたなという感じがする。今のようなことを踏まえて、他のことはいかがか。大体今まで議論いただいたことは、今のような理解でよろしいか。そうすると次の段階に移っていくということになるが、この際もう一言ということがあれば。

無いようなので、とりあえずこの資料をもとにした2順目の議論については一応終わりにして、次の機会に意見を伺うという方向で進めさせていただくかと思う。

今後の審議の進め方であるが、ここでスケジュールの確認をしておきたい。最初にここで審議をし、早めに答申をして制度化を急ぐということだったと思うが、今後どのように進めるかについて、事務局の方で考え方があれば説明を願いたい。

事務局 10月の審査会でおおまかなスケジュールが合意されている。それによると、諮問の趣旨内容について議論し、それに基づき諮問事項を討議するということであった。本日2順目までの議論が終了したので、次回は、当初の合意事項によると答申骨子案の検討である。その際、実施機関からの意見があれば紹介させていただきたい。骨子案について議論した後、その骨子案をインターネットに掲載し、県民の意見を募集したらいかがか、というふうに考えている。

その次の回は答申素案の検討となっている。骨子案によせられた県民の方からの意見、その他審査会に寄せられた意見について併せて検討いただければと考えている。次にそれらを踏まえて最終答申案の検討をしていただく、そういったスケジュールと考えている。

大田議長 そうすると、順調に1ヶ月に1回くらいのペースだと。

事務局 各1回ということであれば、あと3回程度ということである。

大田議長 それこそ、期間を切らないと、少しでも早く制度化して情報公開を推進しなければいけないわけで、そうすると、次は骨子案を検討することで進めていきたいが、そういうことでよろしいか。先ほど「意見をいただいて」とあったが、どういうことか。

事務局 これまで議論いただいたことについて、庁内に照会をして、実施機関

として何か補足的な意見でもあれば、ということである。なければ、ないということもあると思うが、あった場合には意見書という形で意見を出させていただければ、ということを考えているが、審査会で認めていただければ、ということである。その後、その次の回に骨子案に対する県民の方からの意見を議論いただく、ということではいかがかということで、先ほど申し上げたところである。

大田議長       では、次回は骨子案を検討したいと思う。

福武委員       お願いがある。骨子案を作る時には、情報公開条例の手直しだけではなくて、いろんな組織関係の手直しも必要だろうと思う。具体的にどのような所をどのように変えるということも一緒に出していただけないか。例えば、知る権利をどうするか、個人情報の規定をどうこうする、というだけなら公開条例だけで済むと思うが、何らかの組織を作るのなら、それだけにとどまらないと思う。どのような条例がからんで、どこをどう変えればこの答申が生きるのか、一覧表でも良いが、そういうのを出示していただきたいと思う。

大田議長       骨子案をどういう形でまとめるかということだが、これは誰が作るのか。今、事務局が作ることを前提の意見だったが、私が作ろうという方がいればお願いしたいが、どうか。

      そうでなければ、私の方で議論を踏まえて、とりあえずのたたき台を事務局に作らせて、それを基に追加や変更をすれば話が煮詰まるのではないかと思う。たたき台ということで整理をして、少しでも早めにできる部分があれば内々各委員のところに、お届けしたりすることもあるかもしれないが、御協力いただきたいと思う。

      福武委員からお話があったが、骨子案を作るに当たり、提言があれば承っておきたいが、いかがか。

横山委員       骨子案の前に庁内から意見をいただき、骨子案を作り、インターネットで意見をいただくということか。それで県民の意見を反映してここで論議して、答申素案になるということだったが、答申素案から最終案に行くときはここだけで論議するのか。インターネットでは、もうしないのか。これは、ガラッと変わるかどうかによっても違うが、骨子案から答申素案にあって、さらに答申素案についても意見を伺った方が良く私は思うので、そうするとスケジュールはさらに伸びるが、その辺を皆さんに伺ってみたい。

佐野委員       最初に骨子案のときに意見を聞いて、骨子案と素案の間に大幅な変更

があればこれはやはり聞くべきだと思う。てにをは、の手直し程度であれば時間の先延ばしになるので、これは早くあげなければならぬという、この委員会の責務もあるわけだから、大幅な手直しがない限り、2回目は必要ないのではないか。

大田議長　　ここまで議論、整理され、ここから逸脱した形の骨子案にはならないので、その骨子案を次回皆さんに意見をいただいた上で、また手直しをする。その骨子案を整理したものをインターネット等で県民に意見をお聞きする。それを踏まえた形で次の素案になるので、今言われたように、それ程大幅な変わりはないのではないかと。

そういう方向で最終答申案にまとめ、100パーセント完成に行かないまでも、少しでも早く制度化の方向へ持っていく方が、県民にも良いのではないかと思うので、昨年10月に方向を示されていることもあり、その方向で進めさせていただく方が良いのかなと思う。今後どう変わるかも踏まえ、また、その時に議論いただきたいと思う。

大きな流れとしては骨子案、素案、答申案という議論にして、早めに答申をして県の条例改正等につなげていく方が、県民にとっても良いと思われるので、そういう方向で御協力をお願いしたいと思う。

横山委員　　そうすると、骨子案のところで皆さんに意見を伺うときは、きちんとスケジュールも示して聞いていただきたい。ここで十分に意見を聞くということを担保しておかないと、できたものは、意見を言っても変わらないわけだから、変えられる状況のときに意見が反映できることを県民の皆さんにアピールするというのが大事ではないかなと思う。

福武委員　　答申を出すというのは良いのだが、それを条例案にする時に答申との齟齬が出てくると思う。それについてパブリックコメントは求めるのか。

事務局　　審査会で意見を求めるのとは別に、答申をいただいた後に条例化をしていく段階、条例要綱案程度の段階で、いわゆるパブリックコメントという形で県民の意見をお伺いすることを、今の段階では想定している。

福武委員　　弁護士会の方でも、パブリックコメントを出す可能性があると思う。答申に対してはどうか言うわけではないが、条例案に関しては、多分意見も言うと思うので、あまり短い期間では困るなと思っている。

事務局　　どの程度が必要かという細かいところまで検討してないが、どの程度の期間であれば適当という、目安みたいなものをお考えか。

福武委員　　1ヶ月、期間がないと無理である。

大田議長　　今年度中に条例化したいという方向だろうから、それ以上延びると、

この審査会のために延びたことになっても困る。いずれにしても骨子案を基に、次回それで固まらなければもう一回やらなければいけないので、その辺は慎重に進めたいと思う。その間に県民からどういう声が寄せられるか、それから今まで寄せられたものもあるので、それらを踏まえながら答申案を作っていきたいと思う。その先は次回にしたいと思う。大きな流れとしては、先程の方向で進めさせていただければと思う。

次回の日程、開催日だが、5月28日金曜日の午前10時からとお聞きをしているがよろしいか。場所はここで。大変だと思うが、出席についてはよろしく願いしたい。

では、本日の審査会を終了する。

会議録署名人  
(委員長)

会議録署名人